

甘楽町猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、殺処分になる望まれない妊娠により生まれる等の状況にある猫の減少及び猫に起因する被害等の防止を図り、もって良好な生活環境を保持するため、猫に不妊手術又は去勢手術（以下これらを「不妊去勢手術」という。）を行う飼い主等に対し、予算の範囲内において交付する甘楽町猫の不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し甘楽町補助金等交付に関する規則（昭和37年5月30日甘楽町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により町の住民基本台帳に登録され、かつ居住していること。
- (2) 猫（営利を目的として飼養している猫を除く。以下同じ。）を飼養管理している（所有者の判明しない猫を責任を持って世話している場合を含む。）こと。
- (3) 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する者が開業する動物病院において、猫に不妊去勢手術を受けさせていること。
- (4) 交付対象者及び交付対象者と同じ世帯に属する者が、町税等の納付すべき金額を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、猫の不妊去勢手術に要した経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。ただし、交付対象経費が、次に掲げる額に満たない場合には、交付対象経費の額を限度額とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき 5,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき 3,000円

2 前項に規定する補助金の交付は、1年度につき1世帯3匹を超えない範囲で補助するものとする。ただし、地域の実情等により特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猫の不妊去勢手術の日から3月以内、かつ、当該手術を行う年度の末日までに甘楽町猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等交付対象経費を証する書類の原本
- (2) 振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定したときは当該補助金の額を確定し、規則第4条の規定にかかわらず、甘楽町猫の不妊去勢手術費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の取消し)

第7条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した者に対し、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。